

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子ども・子育て支援交付金 令和5年度予算（案） 1,847億円の内数（1,748億円の内数）

1. 施策の目的

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う。

2. 施策の内容

○主な実施要件

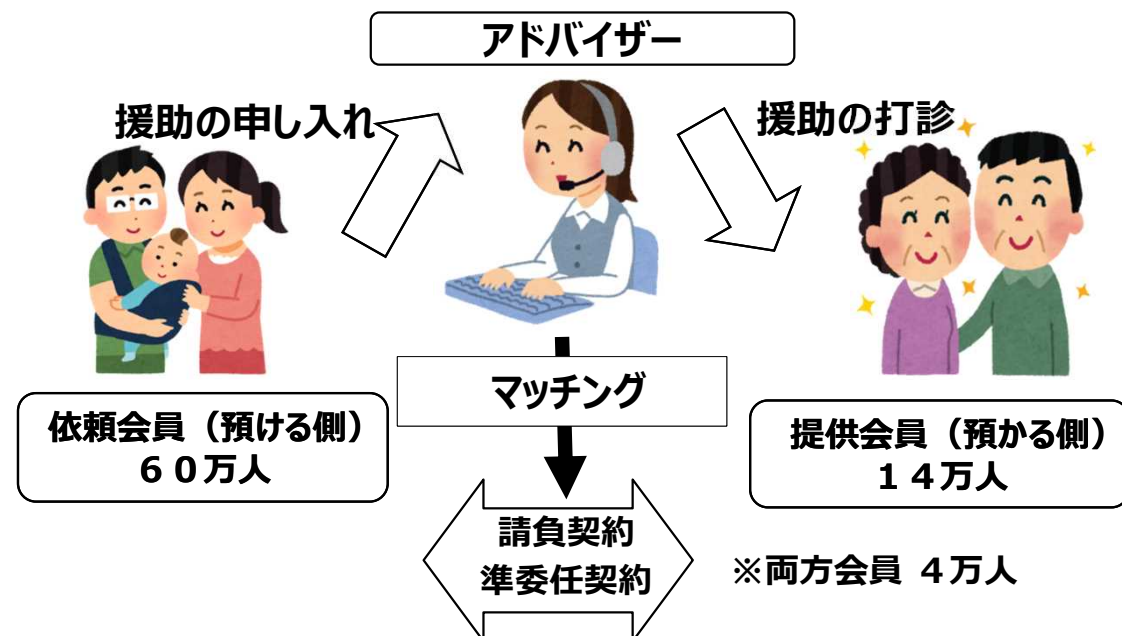
- ・会員数は20人以上
- ・相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険への加入
- ・子どもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- ・事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- ・提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも5年に1回のフォローアップ講習の実施

○相互援助活動の例

- ・保育施設や放課後児童クラブ等までの送迎
- ・保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際の子どもの預かり

○**実施市町村** 令和3年度 971市町村
令和2年度 956市町村

ファミリー・サポート・センター〔相互援助組織〕



3. 実施主体等

○**実施主体**：市町村（特別区を含む） ○**負担割合**：国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

○主な補助単価（令和5年度予算案）

- 【基本事業】 2,000千円（会員数100～299人の場合、会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円
- 【病児・緊急対応強化事業】 1,800千円（預かり等の利用件数～59件の場合、利用件数に応じて段階的に設定）
- 【預かり手増加のための取組加算】 500千円（提供会員数19人以下で前年度より2人以上増加の場合、提供会員の増加数に応じて段階的に設定）
- 【ひとり親家庭等の利用支援】 500千円
- 【地域子育て支援拠点等との連携】 1,500千円
- 【開設準備経費】改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円